

# Family Life

Column

Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の

## 保険の話 Part.63 「年収の壁」一部見直し

■講師 おおつき先生  
株式会社MID代表取締役  
ライフコンサルティング



Life Insurance

毎年毎年この夏1番の暑さ！と報道されることに慣れてしまった感のあった夏。実は今年の夏は1898年の統計開始以降で最も暑い夏だったそうです。

そんな夏も無事に越して、待ちに待った穏やかな秋がやってきました。

酷暑でダメになった寄せ植えや花の植え替えをしながら、深まる秋を楽しみたいと思います。

さて皆さんもすでにニュースで大きく取り上げられているのでご存知の事と思いますが、政府は複数ある「年収の壁」のうち一部を見直すと発表しましたので、今回はこの件についてお話いたします。

# 「年収の壁」130万円を超えても 2年連続まで扶養OKに！ 令和5年10月から

## 【年収による税や社会保険の負担】

| 税や社会保険の負担は年収によって異なる |   |
|---------------------|---|
| 年収                  | 負担内容                                    |
| 103万円               | 所得税が発生                                  |
| 106万円               | 従業員101人以上の企業では厚生年金・健康保険の適用対象となり社会保険料が発生 |
| 130万円               | 従業員100人以下の企業では配偶者の社会保険の扶養対象外となり社会保険料が発生 |
| 150万円               | 配偶者の特別控除が減少する                           |

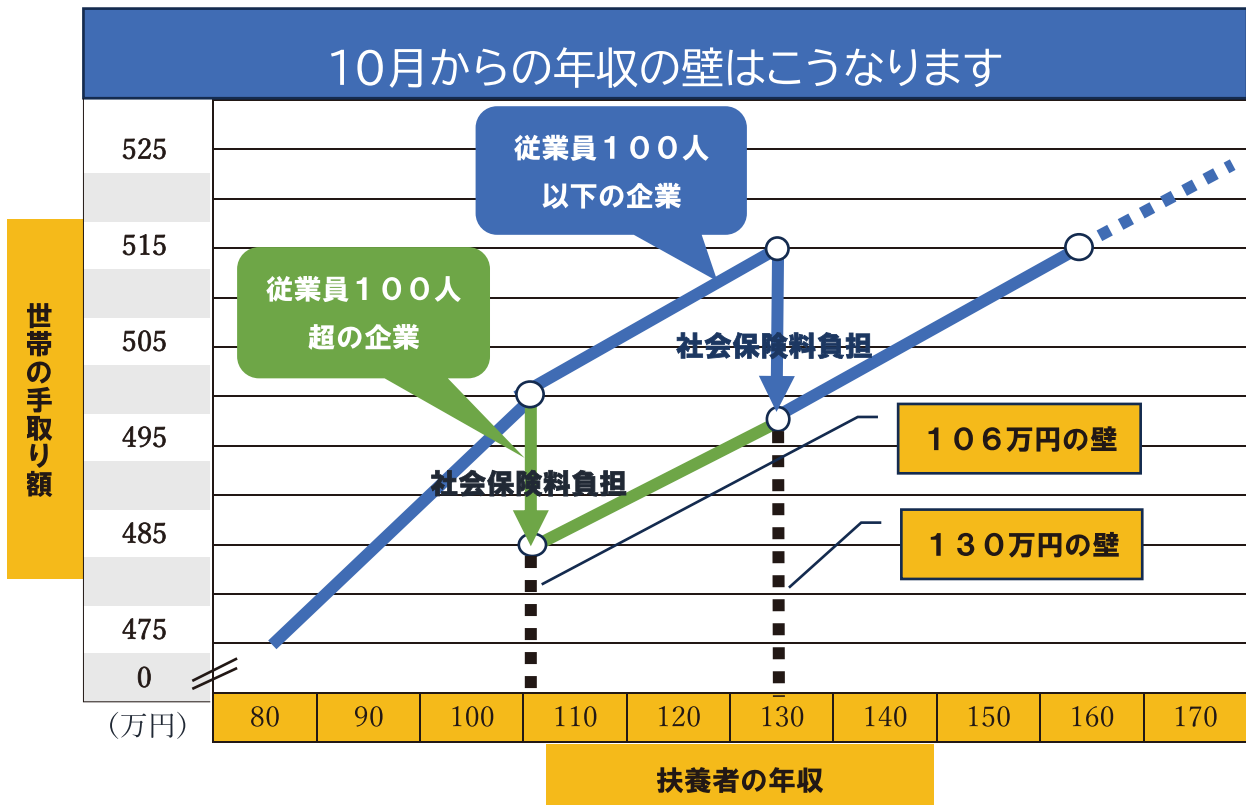
扶養の範囲内でパートやアルバイトで働く際に皆さんの頭を悩ませるのが、「年収の壁」ですね。

理由はそこを超えることにより、税金や保険料の負担が増えるからです。

この「年収の壁」の壁の中でも「103万円の壁」と「130万円の壁」を良く見聞きされるのではないのでしょうか。

「せっかく働いたのに、逆に手取りが少なくなってしまった」何て言うことにならないように皆さんは考えておられることでしょうか。

まずはそれぞれの年収にかかる税や社会保険の負担をまとめてみましたので、左の表をご覧ください。



具体的には、「106万円の壁」について、年収がおおむね125万円を超えると手取りが増え始めるため、その水準まで手当を支給したり、賃上げを行ったりした企業に対し、従業員1人あたり最大で50万円を助成するとしています。また従業員が100人以下の企業や、業種により、厚生年金の適用対象になっていない職場で働く人は、年収が130万円を超えると扶養を外れ、国民年金や国民健康保険の保険料を支払うようになりますが、国民年金の制度上、将来受け取ることができる年金額は、自身で支払っていない時と変わりません。これが「130万円の壁」と呼ばれているものです。

このため、今回の対策では、130万円を超えても、一時的な増収であれば、連続して2年までは扶養にとどまれるようにする方向で調整が進められています。

そもそも最低賃金の大幅な引き上げが続くなか、パートタイムで働く人たちなどが年収を配偶者の扶養の範囲内に収めようと、働く時間を減らす「就業調整」を行うことが、企業の人手不足を加速させているといのは、以前からの周知の事実。そこへきて人材不足が問題となっているので、今回の政府の政策は一見理にかなっているように見えるものの、そもそも年収の壁が今の時代に合わなくなっているわけですから、期限付きの対策ではなく、人手不足と所得倍増はしかるべき速やかに対策していただきたいものですね。



Insurance representation and life consulting

**MID Company Limited**

■株式会社MID

京都市西京区川島調子町42-1 日章ビル3F

TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>